

令和元年 12 月 2 日開会

令和元年 12 月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
議案第 82 号	寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例の制定	1
議案第 83 号	寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	6
議案第 84 号	寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	8
議案第 85 号	寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定	19
議案第 86 号	寝屋川市会計年度任用職員制度の導入等に係る地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	24
議案第 87 号	寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	31
議案第 88 号	寝屋川市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定	33
議案第 89 号	寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正	35
議案第 90 号	寝屋川市都市公園条例の一部改正	37
議案第 91 号	寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正	46
議案第 92 号	寝屋川市下水道条例の一部改正	48
議案第 93 号	令和元年度寝屋川市一般会計補正予算（第 4 号）	別冊

番 号	案 件	頁
議案第 94 号	令和元年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 95 号	令和元年度寝屋川市介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 96 号	令和元年度寝屋川市後期高齢者医療特別会計補正予 算 (第 2 号)	別冊
議案第 97 号	令和元年度寝屋川市水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 98 号	令和元年度寝屋川市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 99 号	工事請負契約の締結	50
議案第 100 号	指定管理者の指定	51
議案第 101 号	教育委員会委員の任命	52

議案第 82 号

寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例の制定

寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例

(目的)

第1条 この条例は、児童等の命と尊厳を守るため、いじめの防止に関し必要な事項を定めることにより、全ての児童等が健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「いじめ」とは、児童等が他の児童等から受けた行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行為を受けた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「学校」とは、寝屋川市立学校設置条例（昭和41年寝屋川市条例第16号）に規定する小学校及び中学校をいう。

3 この条例において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この条例において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第3条 児童等の命と尊厳を守るための施策は、いじめが児童等の健やかな心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であることに鑑み、寝屋川市、保護者、地域住民、学校その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(寝屋川市の責務)

第4条 寝屋川市は、基本理念にのっとり、いじめを防止するために必要な施策を実施しなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、児童等の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うことを自覚し、児童等を大切に育てるよう努めなければならない。

2 保護者は、寝屋川市が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努

めなければならない。

- 3 保護者は、いじめ若しくはそのおそれがあると感じるとき、又はいじめに係る相談を受けたときは、寝屋川市に情報提供するよう努めなければならない。

(地域住民の責務)

第6条 地域住民は、それぞれの地域において児童等の健全な育成を図ることができる環境づくりに努めなければならない。

- 2 地域住民は、寝屋川市が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 3 地域住民は、いじめ若しくはそのおそれがあると感じるとき、又はいじめに係る相談を受けたときは、寝屋川市に情報提供するよう努めなければならない。

(学校の責務)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、児童等の安全を確保するよう努めなければならない。

- 2 学校は、寝屋川市が実施するいじめの防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(児童等の心構え及びいじめの禁止)

第8条 児童等は、自己を大切にし、互いの権利を尊重し合うよう努めなければならない。

- 2 児童等は、いじめを行ってはならない。

- 3 児童等は、いじめ若しくはそのおそれがあると感じるとき、又はいじめに係る相談を受けたときは、寝屋川市に情報提供するよう努めなければならない。

(相談)

第9条 市長は、いじめに係る相談に応ずるための相談窓口を設けるものとする。

- 2 市長は、前項の相談があったときは、事実を確認するために積極的に情報を収集しなければならない。

(いじめの防止の申出)

第10条 何人も、いじめに関する事項について、市長に対し、いじめの防止の申出(以下「申出」という。)を行うことができる。

(調査)

第11条 市長は、申出があった事案について、関係する児童等及びその保護者に

聞き取りを行う等、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査（以下「調査」という。）のため必要があると認めるときは、学校その他関係する寝屋川市の機関に対し、関係資料の提出及び説明を求め、又は実地に調査を行うことができる。

3 市長は、調査のため必要があると認めるときは、いじめの防止のために必要な限度において、寝屋川市の機関以外のものに対し、関係資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（調査の不実施）

第 12 条 市長は、申出の内容について明らかに事実の誤認があると認められるときその他調査を行うことが適当でないとき認めるときは、調査を行わないものとする。

（是正の勧告）

第 13 条 市長は、調査の結果、いじめ又はそのおそれがあると認めるときは、学校その他関係する寝屋川市の機関に対し、次の各号に掲げる措置を講ずべきことを勧告することができる。

- (1) 児童等に対する見守りその他学校内におけるいじめの防止のための環境整備
- (2) 訓告、別室指導その他の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。次号において「法」という。）第 11 条に規定する懲戒
- (3) 法第 35 条第 1 項（法第 49 条において準用する場合を含む。）の規定による出席停止
- (4) 児童等の学級替え
- (5) 児童等の転校の相談及び転校の支援
- (6) 前各号に掲げるもののほか、いじめの問題を解決するために必要な措置

（報告）

第 14 条 市長は、前条の規定により勧告を行ったときは、当該機関に対し、その勧告の結果とられた措置について報告を求めるものとする。

（通報）

第 15 条 市長は、児童等の命と尊厳を守るために必要と認めるときは、警察署、児童相談所その他関係機関に通報するものとする。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの の報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正

寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年寝屋川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「第1項第12号」を「第1項第8号及び第9号の投票管理者並びに同項第12号」に、「立ち会った時間」を「職務を行つた時間」に、「掲げる投票立会人」を「掲げる投票管理者又は投票立会人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙に係る報酬について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙に係る報酬については、なお従前の例による。

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例及び寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の92.5」を「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条、第3条の2関係)
行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 146,100	円 195,500	円 231,500	円 264,200	円 289,700	円 319,200	円 362,900	円 408,100
2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500
3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000
4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400
5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300
6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600
7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700
8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900
9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900
10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000
11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100
12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200
13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900
14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700
15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700
16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000
40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	

48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000
51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400
52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800
53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600
55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200	
74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,800				

101		297,100	345,100					
102		297,400	345,500					
103		297,800	345,900					
104		298,100	346,300					
105		298,300	346,800					
106		298,600	347,200					
107		299,000	347,600					
108		299,300	348,000					
109		299,500	348,500					
110		299,900	348,900					
111		300,300	349,200					
112		300,600	349,500					
113		300,800	350,000					
114		301,000						
115		301,300						
116		301,700						
117		301,900						
118		302,100						
119		302,400						
120		302,700						
121		303,100						
122		303,300						
123		303,600						
124		303,900						
125		304,200						
再任用 職員	187,700	215,200	215,200	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第26条及び第26条の2に規定する職員を除く。

別表第2（第3条、第3条の2関係）
医療職給料表

職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 249,800	円 335,000	円 399,000	円 471,700
2	252,300	338,000	401,900	474,000
3	254,800	340,900	404,500	476,200
4	257,300	343,800	407,200	478,500
5	259,500	346,500	409,800	480,700
6	263,300	349,700	412,200	482,900
7	267,100	352,800	414,900	485,100
8	270,900	355,900	417,300	487,300
9	274,500	358,700	419,500	489,300
10	278,500	361,400	422,200	491,400
11	282,500	364,500	424,800	493,500
12	286,500	367,700	427,500	495,600
13	290,300	370,600	429,900	497,700
14	294,300	374,100	432,400	499,800
15	298,200	377,100	434,800	501,900
16	302,100	380,700	437,300	504,000
17	305,800	384,300	439,300	506,100
18	309,400	387,000	441,700	508,100
19	312,900	389,500	444,000	510,100
20	316,500	392,100	446,400	512,100
21	320,100	394,900	447,900	513,900
22	323,800	397,200	450,300	515,700
23	327,300	399,700	452,600	517,600
24	330,600	401,800	454,900	519,500
25	334,100	403,800	456,900	521,200
26	336,800	406,100	459,200	523,000
27	339,400	408,300	461,400	524,800
28	342,000	410,600	463,700	526,600
29	344,800	412,900	465,800	528,200
30	346,700	415,000	468,100	530,000
31	348,900	417,000	470,400	531,800
32	351,300	419,100	472,600	533,600
33	353,500	421,000	474,600	535,200
34	355,800	422,800	476,700	537,000
35	357,900	424,600	478,800	538,700
36	360,200	426,600	480,900	540,500
37	362,400	428,500	483,000	542,100
38	364,800	430,500	484,800	543,700
39	367,000	432,400	486,600	545,100
40	369,000	434,400	488,400	546,700
41	371,300	436,200	490,100	548,200
42	372,500	438,000	491,900	549,600
43	373,900	439,700	493,700	551,000
44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	379,100	446,900	500,600	555,500

48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		469,700	521,400	
67		470,400	522,100	
68		471,000	523,000	
69		471,300	523,900	
70		472,000	524,700	
71		472,700	525,600	
72		473,400	526,500	
73		473,800	527,300	
74		474,400	528,200	
75		475,100	529,100	
76		475,800	529,800	
77		476,200	530,600	
78		476,800	531,500	
79		477,400	532,400	
80		477,900	533,300	
81		478,500	534,100	
82		479,000	535,000	
83		479,500	535,900	
84		480,000	536,800	
85		480,400	537,600	
86		481,000	538,500	
87		481,400	539,400	
88		481,900	540,300	
89		482,400	541,100	
90		483,000		
91		483,600		
92		484,000		
93		484,500		
94		485,100		
95		485,700		
96		486,300		
97		486,800		
再任用 職員	296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の3第1項中「12,000円」を「16,000円」に改め、同条第2項第1号中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第2号中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改める。

(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年寝屋川市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000

第8条第2項中「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」に改める。

第11条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	132,300
2	139,900
3	143,800
4	146,100
5	154,900

6	160,100
7	175,500
8	188,000
9	188,400
10	194,500
11	200,900
12	207,300
13	239,400
14	248,400
15	251,900
16	255,200
17	263,500
18	269,000

第4条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「、6月に支給する場合には100分の167.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条並びに附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年寝屋川市条例第1号。以下「平成29年改

正条例」という。) 附則第 4 項の規定に基づいて支給された給料を含む。) 又は第 3 条の規定による改正前の寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与 (平成 29 年改正条例附則第 4 項の規定に基づいて支給される給料を含む。) 又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

4 第 2 条の規定の施行の日 (以下この項において「一部施行日」という。) の前日において同条の規定による改正前の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例第 14 条の 3 の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅 (貸間を含む。) を借り受け、家賃 (使用料を含む。以下この項において同じ。) を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 2 条の規定による改正後の寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例 (以下この項において「改正後の給与条例」という。) 第 14 条の 3 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額 (当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第 2 号において「旧手当額」という。) から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の給与条例第 14 条の 3 第 1 項に該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の給与条例第 14 条の 3 第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (平成 29 年寝屋川市条例第 1 号) の一部を次のように改正する。

附則第 4 項各号列記以外の部分中「平成 34 年 3 月 31 日」を「令和 4 年 3 月 31 日」に改め、同項第 1 号中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「平成 33 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで」に改め、

同号を同項第2号とする。

(委任)

- 6 第3項及び第4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定

寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶 輔

寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(給与)

第2条 この条例において「給与」とは、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて当該各号に定めるものをいう。

- (1) 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。） 給料並びに地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び特殊勤務手当
- (2) 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。） 給料に相当する報酬（以下「基本報酬」という。）並びに時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当（以下「時間外勤務手当等」という。）に相当する報酬並びに期末手当をいう。

(給与の支払)

第3条 給与は、寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年寝屋川市条例第7号。以下「給与条例」という。）第3条第1項の給料表の適用を受ける職員（以下「常勤職員」という。）の例により、預貯金の口座への振込みの方法により支払うことができる。

(給料及び基本報酬の額)

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料の額は、職務の内容及び責任その他職務経験等を考慮し、月額690,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

2 パートタイム会計年度任用職員の基本報酬の額は、職務の内容及び責任その

他職務経験等を考慮し、日額 36,000 円又は時間額 4,650 円を超えない範囲内において規則で定める額とする。

(給料等の支給)

第 5 条 前条第 1 項の給料及び同条第 2 項の基本報酬（以下「給料等」という。）は、毎月 1 回、規則で定める日に、給料にあっては月の初日から末日までの期間について、報酬にあっては規則で定める期間について、その月の月額又はその期間における日額若しくは時間額の合計額の全額を支給する。

第 6 条 新たに会計年度任用職員となった者には、その日から給料等を支給する。

2 会計年度任用職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで給料等を支給する。ただし、フルタイム会計年度任用職員が死亡したときは、その日の属する月の給料の全額を支給する。

(期末手当以外の手当等)

第 7 条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、時間外勤務手当等及び特殊勤務手当は、常勤職員の例により支給する。

2 パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当等に相当する報酬は、常勤職員の時間外勤務手当等の例により支給する。この場合において、パートタイム会計年度任用職員がその者について定められた勤務時間を超えて 7 時間 45 分に達するまでの間に勤務した時間に対する時間外勤務手当に相当する報酬の額にあっては、当該勤務 1 時間につき勤務 1 時間当たりの給与額に相当する額とする。

(期末手当)

第 8 条 会計年度任用職員の期末手当は、6 月 1 日又は 12 月 1 日に在職する会計年度任用職員（規則で定める会計年度任用職員を除く。）に、常勤職員の例により支給する。この場合において、給与条例第 22 条第 2 項中「100 分の 130」とあるのは、「100 分の 130 を超えない範囲内において規則で定める割合」とする。

(給料等の減額)

第 9 条 会計年度任用職員の給料等については、常勤職員の例により、減額することができる。

(勤務 1 時間当たりの給与額の算出)

第 10 条 フルタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額は、常勤職員の例により算出して得た額とする。

2 日額による基本報酬の支給を受けるパートタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与額は、その者の受ける基本報酬の日額をその者について定められた 1 日の勤務時間で除して得た額とする。

(休職者の給与)

第 11 条 会計年度任用職員が休職にされたときは、給与を支給しない。

(公務災害補償との関係)

第 12 条 会計年度任用職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）又は労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受けて療養のため勤務に服さない期間については、期末手当を除くほか、給与を支給しない。

(給与からの控除)

第 13 条 会計年度任用職員の給与の支給については、常勤職員の例により、その一部を控除して支払うことができる。

(費用弁償)

第 14 条 パートタイム会計年度任用職員が公務のため出張したときは、寝屋川市職員等の旅費に関する条例（平成 14 年寝屋川市条例第 6 号）に基づく常勤職員に対する旅費の支給の例により、その費用を弁償する。

2 給与条例第 14 条の 4 第 1 項に規定する交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とし、又は通勤のため同項に規定する自転車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（規則で定めるパートタイム会計年度任用職員を除く。）には、その費用を弁償する。この場合において、費用弁償の額は、常勤職員に支給される通勤手当との権衡を考慮して規則で定める額とする。

(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)

第 15 条 第 2 条から前条までの規定にかかわらず、会計年度任用職員のうち法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者の給与の種類は、フルタイム会計年度任用職員にあっては第 2 条第 1 号に定める給与及び退職手当とし、パー

トタイム会計年度任用職員にあっては同号に定める給与（地域手当を除く。）とする。

2 前項に規定する給与の額及び支給方法は、単純な労務に雇用される常勤の職員との権衡を考慮して規則で定める。

（委任）

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

**寝屋川市会計年度任用職員制度の導入等
に係る地方公務員法及び地方自治法の一
部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整備に関する条例の制定**

寝屋川市会計年度任用職員制度の導入等に係る地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市会計年度任用職員制度の導入等に係る地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(寝屋川市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 寝屋川市職員の退職手当に関する条例(昭和28年寝屋川市条例第158号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに非常勤職員及び臨時的に任用された職員」を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。

(寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 寝屋川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年寝屋川市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第18号を削り、第19号を第18号とする。

(寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 寝屋川市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 給料表は、第26条の2に規定する職員には適用しない。

第26条及び第26条の2を次のように改める。

第26条 削除

(臨時的任用職員の給与)

第26条の2 臨時的任用職員には、給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して規則で定める額の給与を支給する。

別表第1備考を次のように改める。

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

(寝屋川市職員定数条例の一部改正)

第4条 寝屋川市職員定数条例(昭和40年寝屋川市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「6月以内の期間を定めて雇用される臨時職員」を「臨時的任用職員(緊急のときにおいて臨時的に任用される職員を除く。)」に改める。

(寝屋川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第5条 寝屋川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和41年寝屋川市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「月額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、給料に相当する報酬の額)」を加える。

(寝屋川市職員の分限に関する条例の一部改正)

第6条 寝屋川市職員の分限に関する条例(昭和41年寝屋川市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の」とする。

(寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 寝屋川市水道事業及び下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年寝屋川市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当(同項第1号に掲げる職員については、地域手当及び退職手当を除く。)とする。

第3条中「(昭和28年寝屋川市条例第158号)」の次に「及び寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寝屋川市条例第 号)」を加える。

(寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 8 条 寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年寝屋川市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(寝屋川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 9 条 寝屋川市職員の育児休業等に関する条例(平成 4 年寝屋川市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 22 条第 1 項」の次に「又は寝屋川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年寝屋川市条例第 号)第 8 条」を、「している職員」の次に「(規則で定める職員を除く。)」を加える。

第 8 条中「した職員」の次に「(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

(寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例の一部改正)

第 10 条 寝屋川市職員の勤務時間等に関する条例(平成 7 年寝屋川市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条の見出しを「(会計年度任用職員等の勤務時間等)」に改め、同条中「非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。)」を「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員」に改める。

(寝屋川市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第 11 条 寝屋川市職員等の旅費に関する条例(平成 14 年寝屋川市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「一般職の非常勤職員並びに」を削る。

第 22 条を削り、第 23 条を第 22 条とする。

(寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 12 条 寝屋川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年寝屋川市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 1 項中「次」を「別表」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 11 条関係）

号給	給料月額
	円
1	139,900
2	141,900
3	143,800
4	145,800
5	147,900
6	150,400
7	154,900
8	157,600
9	160,100
10	163,100
11	165,900
12	168,900
13	175,500
14	179,900
15	184,900
16	188,000
17	188,400
18	191,300
19	191,600
20	192,900
21	194,500
22	194,700
23	195,500
24	196,200

25	197,800
26	198,000
27	199,100
28	200,900
29	201,500
30	202,400
31	204,200
32	204,500
33	206,000
34	209,400
35	209,600
36	213,000
37	213,100
38	216,500
39	220,100
40	223,500
41	226,400
42	239,400
43	242,100
44	244,400
45	246,400
46	248,400
47	250,400
48	255,200
49	257,000
50	259,000
51	261,200
52	263,500
53	266,200

(寝屋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 13 条 寝屋川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年寝屋川市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「法第 28 条の 5 第 1 項」を「法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び第 28 条の 5 第 1 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例による改正後の寝屋川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

寝屋川市認定こども園の認定の要件並び に設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部改正

寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

寝屋川市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 31 年寝屋川市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条第 3 項中「第 2 号から第 8 号まで」を「各号」に改める。

附則第 11 項の見出しを「(令和 7 年 3 月 31 日までの間における幼保連携型認定こども園の職員の配置に係る特例)」に改め、同項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

附則第 13 項の表中「建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）を「耐火建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。）（保育室等を 3 階以上の階に設ける場合にあっては、耐火建築物）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

寝屋川市無料低額宿泊所の設備及び運営 に関する基準を定める条例の制定

寝屋川市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所（法第2条第3項第8号に掲げる事業を行う施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第2条 法第68条の5第1項の規定に基づき条例で定める無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準（令和元年厚生労働省令第34号）に定めるところによる。

2 無料低額宿泊所においては、寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者をその運営に関与させてはならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正

寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川公園駅前線沿道地区地区
計画の区域内における建築物等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市における東部大阪都市計画寝屋川公園駅前線沿道地区地区計画の区
域内における建築物等に関する条例（平成 29 年寝屋川市条例第 22 号）の一部を
次のように改正する。

第 3 条中「都市計画の変更について（令和元年寝屋川市告示第 146 号）」を「都
市計画の変更について（令和元年寝屋川市告示第 304 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 90 号

寝屋川市都市公園条例の一部改正

寝屋川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬 慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市都市公園条例の一部を改正する条例

寝屋川市都市公園条例（昭和 54 年寝屋川市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 13 号を削り、第 14 号を第 13 号とする。

第 4 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること。
- (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して使用すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めること。

第 13 条を次のように改める。

（使用料の納入方法）

第 13 条 使用者は、使用料の全額を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を後納することができる。

第 16 条第 2 項中「あつては」の次に「、第 2 条第 3 号中「寝屋川市」とあるのは「指定管理者」と」を加え、「、「指定管理者」を「指定管理者」に、「この」を「これらの」に改める。

第 20 条第 1 項中「指定管理者が」を「駐車場その他指定管理者が」に改め、同条第 4 項中「有料施設」を「有料施設（駐車場を除く。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 駐車場は、当該駐車場を附置している都市公園の利用者に限り、利用することができる。

第 24 条中「ただし、」の次に「駐車場その他指定管理者が定める有料施設を利用する場合及び」を加える。

別表第 1 第 1 項の表中「の使用料」を「の設置又は管理に係る使用料」に改め、

別表第1第2項の表を次のように改める。

2 土地の占用に係る使用料

種別		単位	期間	使用料
法第7条第1項第1号に掲げる電柱、電線、変圧塔その他これらに類するものを設ける場合	第一種電柱	1本	1年	2,400円
	第二種電柱			3,700円
	第三種電柱			5,000円
	第一種電話柱			2,100円
	第二種電話柱			3,500円
	第三種電話柱			4,800円
	その他の柱類			170円
	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	27円
	地下電線その他地下に設ける線類			11円
	路上に設ける変圧器	1個	1年	1,600円
	地下に設ける変圧器	1平方メートル	1年	1,100円
	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	3,300円
	その他のもの	1平方メートル	1年	3,300円
第7条第1項第2号に掲げる水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを設ける場合	外径が0.1メートル未満のもの	1メートル	1年	110円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			170円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			220円

	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			440円
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			1,100円
	外径が1メートル以上のもの			2,200円
法第7条第1項第3号に掲げる通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設を地下に設ける場合		1平方メートル	1年	3,400円
法第7条第1項第4号に掲げるものを設ける場合	公衆電話所	1個	1年	3,300円
	郵便差出箱			1,400円
法第7条第1項第5号に掲げる非常災害に際し災害にかかった者を収容するための仮設工作物を設ける場合		1平方メートル	1月	1,000円
法第7条第1項第6号に掲げる競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために仮設工作物を設ける場合				
政令第12条第2項第1号に掲げる標識		1本	1年	2,600円
政令第12条第2項第2号に掲げる防火用貯水槽を地下に設ける場合		1平方メートル	1年	3,300円
政令第12条第2項第2号の2に掲げる蓄電池を地下に設ける場合				
政令第12条第2項第2号の3に掲げる国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所又は熱供給施設を地下に設ける場合				

政令第12条第2項第7号に掲げる工事用板 囲い、足場、詰所その他の工事用施設を設 ける場合	1平方メ ートル	1月	1,000円
政令第12条第2項第8号に掲げる土石、竹 木、瓦その他の工事用材料の置場を設ける 場合			
政令第12条第3項に定める社会福祉施設を 設ける場合	1平方メ ートル	1年	4,700円
上記以外の場合	市長がその都度定める。		

備考

- 1 「第一種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち、3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電柱」とは、電柱うち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 「第一種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第二種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第三種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 占用する面積又は占有する物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はその面積又は長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 5 使用料の額が年額で定められている物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもつて計算し、なお1月未満の端数があるときは、これを1月として計算し、使

用料の額が月額で定められている物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算するものとする。

- 6 使用料の額は、使用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た金額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、使用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た金額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

別表第1に次の1項を加える。

3 行為の許可に係る使用料

第4条第1項第1号に掲げる行為をする場合	1平方メートル	1日	8円	
第4条第1項第2号に掲げる行為をする場合 (同号に掲げる行為の許可と併せて、同項第1号に掲げる行為の許可を受ける場合を含む。)	1平方メートル	1日	4円	
第4条第1項第3号に掲げる行為をする場合 (同号に掲げる行為の許可と併せて、同項第1号に掲げる行為の許可を受ける場合を含む。)	1平方メートル	1日	8円	
第4条第	業として	写真機1台につ	1日	2,000円

1 項第 4 号に掲げる行為をする場合	写真を撮影するとき。	き		
	業として映画を撮影するとき。	1 箇所		
上記以外の場合			市長がその都度定める。	

備考 使用料の計算については、前項の表備考第 4 項から第 6 項までの規定を準用する。

別表第 3 に次のように加える。

打上川治水緑地	駐車場
---------	-----

別表第 4 中

「

	冬期	10 月 1 日から 翌年 3 月 31 日 まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	12 月 28 日か ら翌年 1 月 4 日まで	を
--	----	---------------------------------	----------------------	--------------------------------	---

」

「

	冬期	10 月 1 日から 翌年 3 月 31 日 まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	12 月 28 日か ら翌年 1 月 4 日まで	に
駐車場		4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで	午前零時から 午後 12 時まで	なし	

」

改め、同表の備考中「昭和 23 年法律第 178 号」を「昭和 23 年法律第 178 号。以下「休日法」という。」に改める。

別表第 5 第 1 項の表に次のように加える。

打上川治水	駐車場	1 時間	1 台	平日は 100
-------	-----	------	-----	---------

緑地			円。土日祝日は 200 円
----	--	--	---------------

別表第 5 第 1 項の表の備考を次のように改める。

備考

- 1 通常の使用の範囲を超えて特に電気、ガス、水道等を使用するときは、実費を徴収する。
- 2 時間に満たない時間の端数は 1 時間として、利用料金を計算するものとする。
- 3 「土日祝日」とは、土曜日、日曜日及び休日法に規定する休日をいい、「平日」とは、「土日祝日」以外の日をいう。
- 4 打上川治水緑地の駐車場の利用料金については、この表に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) この表の規定にかかわらず、入場から 30 分以内で出場するときは、無料とし、入場から 3 時間までの利用料金は、平日は 300 円、土日祝日は 500 円とする。
 - (2) この表及び前項の規定にかかわらず、入場から 24 時間以内に限り、入場した日が平日であるときは駐車する全時間について平日の利用料金とし、入場した日が土日祝日であるときは駐車する全時間について土日祝日の利用料金とする。
 - (3) この表の規定にかかわらず、入場から 24 時間以内の利用料金は、利用 1 回につき、平日に入場したときは 1,000 円、土日祝日に入場したときは 1,500 円をもつて上限とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の寝屋川市都市公園条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後における都市公園の使用について適用し、施行日前における都市公園の使用については、なお従

前の例による。

(準備行為)

- 3 新条例第4条第1項の規定に基づく同項第1号に掲げる行為の許可の申請、許可その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

議案第 91 号

寝屋川市自転車等の放置の防止に関する 条例の一部改正

寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成8年寝屋川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「自転車」の次に「（次号に掲げる自転車を除く。）」を加え、「2,000円」を「2,500円」に改め、同項第2号中「3,000円」を「5,000円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 駆動補助機付自転車（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第39条の3に規定する駆動補助機付自転車をいう。） 1台につき4,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の寝屋川市自転車等の放置の防止に関する条例第14条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に撤去する自転車等に係る撤去、保管その他の措置（以下「撤去等」という。）に要する費用として徴収する額について適用し、同日前に撤去した自転車等に係る撤去等に要する費用として徴収した額については、なお従前の例による。

議案第 92 号

寝屋川市下水道条例の一部改正

寝屋川市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市条例第 号

寝屋川市下水道条例の一部を改正する条例

寝屋川市下水道条例（昭和 47 年寝屋川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 1 項中「並びに責任技術者（大阪府下水道協会が実施する責任技術者認定試験に合格した者をいう。）の登録及び更新」を削り、同項の表責任技術者登録申請手数料の項及び責任技術者登録更新申請手数料の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

工 事 請 負 契 約 の 締 結

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 旧焼却施設解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大阪府寝屋川市寝屋南一丁目2番1号 |
| 3 | 工 事 概 要 | (1) 仮設工事 一式
(2) アスベスト・ダイオキシン類
曝露対策工事 一式
(3) 土木建築解体撤去工事 一式
(4) 機械設備解体撤去工事 一式
(5) 埋戻し・整地工事 一式
(6) 復旧工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 金 871, 200, 000 円
(内消費税及び地方消費税の額 79, 200, 000 円) |
| 6 | 支 払 方 法 | 前金払 する
部分払 する
残金払 工事完成引渡し後 |
| 7 | 工 期 | 着工 令和元年 月 日
完成 令和3年9月30日 |
| 8 | 契 約 の 相 手 方 | 大阪府大阪市北区芝田二丁目7番18号
五洋建設株式会社 大阪支店
常務執行役員支店長 松 山 章 |

指 定 管 理 者 の 指 定

次のとおり指定管理者の指定を行うことについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

- | | |
|---------|---|
| 1 施設の名称 | 寝屋川市野外活動センター |
| 2 団体の名称 | 特定非営利活動法人ナック |
| 3 指定の期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで（5 年間） |

教 育 委 員 会 委 員 の 任 命

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

令和元年 12 月 2 日提出

寝屋川市長 広 瀬 慶 輔

住 所	████████████████████
氏 名	藤 田 映 子 (ふじた えいこ)
生年月日	████████████████

理 由

教育委員会委員藤田映子が、令和 2 年 1 月 20 日任期満了のため、引き続き任命したい。

※ 任期 4 年（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項）

履 歴 書

本 籍 [REDACTED]
住 所 [REDACTED]
氏 名 藤 田 映 子 (ふじた えいこ)
生 年 月 日 [REDACTED]

学 歴

昭 和 51 年 3 月 大谷女子大学文学部卒業

職 歴

昭 和 51 年 4 月 寝屋川市立南小学校教諭
寝屋川市立池田第二小学校教諭 (昭和55年 4 月)、寝屋川市立西小学校教諭 (昭和63年 4 月)、寝屋川市立成美小学校教諭 (平成13年 4 月) を歴任
平 成 16 年 4 月 寝屋川市立成美小学校教頭
平 成 20 年 4 月 寝屋川市立成美小学校長
平 成 26 年 3 月 同 上 退職
平 成 26 年 4 月 寝屋川市立北小学校講師
平 成 27 年 12 月 同 上 退職

公 職 歴 等

自 平 成 20 年 4 月 寝屋川市学校給食会理事
至 平 成 25 年 3 月

自 平成 25 年 4 月
至 平成 26 年 3 月

寝屋川市学校給食会理事長

自 平成 20 年 4 月
至 平成 26 年 3 月

寝屋川市学校給食指導委員会会長

自 平成 23 年 4 月
至 平成 26 年 3 月

北河内小学校音楽教育研究会会長

自 平成 28 年 1 月
至 現 在

寝屋川市教育委員会委員

賞 罰

な し